

令和5年度茨城県内保育施設の魅力向上・発信事業に係る業務委託仕様書

1 目的

当事業は、茨城県内の保育施設に対し、施設の魅力向上に係るセミナーを開催するほか、保育施設が行っている各施設の保育理念・方針に即した保育教育内容の独自の取組等を取り上げるコンテストを開催し、選出した施設（以下「選出施設」という。）の取組内容や県内の保育について Web サイトを通じて発信し、茨城県内保育施設の魅力の向上に資すること及び保護者が保育施設を選ぶ際の参考となることを目的とする。

2 委託業務名

令和5年度茨城県内保育施設の魅力向上・発信事業業務委託

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託金額

上限額 8,897,130 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 委託業務の内容

- (1) 保育施設の魅力向上に係るセミナーの開催及び運営
- (2) 保育施設の魅力発信コンテストの開催及び運営
 - ①コンテスト募集テーマの企画
 - ②事業の実施についての広報・周知
 - ③コンテスト応募作品の受付・とりまとめ
 - ④コンテスト審査会の開催及び運営
 - ⑤選出施設への取材及び映像作成
 - ⑥魅力向上・発信事業に係る Web サイト作成及び保守管理
 - ⑦Web サイトの閲覧向上に向けた広報・周知

なお、各項目における特記事項については、別記のとおりとする。

6 スケジュール

令和5年度茨城県内保育の魅力向上・発信事業は以下のスケジュールに基づき進めることとし、業務の進捗状況に応じてその都度調整するものとする。

- ・ 4月～6月
委託者及び受託者：コンテスト応募受付・セミナー周知
- ・ 5月～6月
委託者及び受託者：セミナーの開催
※セミナーの開催はコンテスト応募締切の前に実施すること。
- ・ 9月
委託者：Web サイト掲載文章及び画像・動画等メディアを受託者に送付
- ・ 10月

受託者：Web サイト納品・Web サイト公開

7 事業実績報告の提出

受託者は、業務完了後、委託者へ納品のうえ、実施状況等について実績報告書を作成し、事業収支計算書、その他事業実績報告に係る資料等と併せ、令和6年3月31日までに委託者へ提出すること。

8 委託料の支払いについて

委託料は、「実績報告書」を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

9 個人情報の取扱

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取扱う場合は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

10 再委託の制限

受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

11 著作権等の取扱

ア 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、すべて委託者に帰属するものとする。

イ 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

ウ 委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては委託者が提供する。

エ 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

12 業務遂行上の注意事項

ア 事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。

また、委託者は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。

イ 契約締結日から、「6 スケジュール」に基づき具体的なスケジュールや進め方を委託者と調整のうえ、業務を行うこと。

ウ 業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。

エ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。

なお、契約終了後もまた同様とすること。
オ 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

13 その他

ア 受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議のうえ、決定すること。
イ 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議してこれを定めるものとする。

【別記】委託業務に係る特記事項

(1) 保育施設の魅力向上に係るセミナーの開催及び運営

- ・セミナーの受講想定者は保育施設を運営している社会福祉法人等もしくは保育施設幹部職員とする。
- ・セミナーの実施回数は1回とし、対面による会場のほか、オンラインによるセミナーへの参加が可能である仕組みを構築すること。
- ・会場選定・外部講師招へい及びセミナー開催に係る資料準備を実施すること。(使用料・報償費等の支払いを含むものとする。)
- ・セミナー参加者は会場・オンラインを合わせて150名程度を想定すること。
- ・セミナーの開催日は平日・休日を問わない。

(2) 保育施設の魅力発信コンテストの開催及び運営

①コンテスト募集テーマの企画

- ・コンテスト開催に係る募集テーマについては、令和4年度に実施した内容を考慮し、保育施設が応募しやすいものを提案すること。

②事業の実施についての広報・周知

- ・郵送による広報を行う場合の送付施設数は900施設程度を想定すること。
- ・作品の応募にあたっては、幅広い施設類型を対象とする。
※対象の施設類型：認可・認定施設（保育所、認定こども園（保育所型・幼稚園型・幼保連携型）、小規模保育施設、家庭的保育事業所、事業所内保育所）
- ・事業者が応募しやすいよう、募集用のWebサイトを作成すること（場合によっては所定の様式を作成すること）
- ・事業者への募集にあたっては、選出施設以外の取組もWebサイトにて公表されることや、当該Webサイトへのアクセスに係る広告を通じてPRされることなどをアピールすること等により、全施設が応募してくるよう積極的な働きかけを工夫すること。なお、全施設が応募してくる働きかけの工夫の一環として、当課の定める「選出施設への取材・映像作成」に加えて特典を用意することは妨げない。

④コンテスト審査会の開催及び運営

- ・審査会は、審査員による第一次審査（書面審査）及び最終審査（施設関係者によるプレゼンテーションを含む対面審査）を実施すること。
- ・審査会における審査員を選定すること（審査員の報償費の支払いを含む。）
- ・審査員との日程調整等の連絡調整及び審査会の実施に係る資料作成を実施すること。
- ・最終審査の実施にあたっては、上記に加えて、審査会場の確保及び当日の司会進行等を実施すること。(会場使用料の支払いを含むものとする。)
- ・最終審査の日程については、最終審査選出取組数等を加味し、複数日を想定すること

は妨げない。

- ・選出施設数は6施設程度を想定すること。なお、そのうち1施設以上は小規模保育施設、家庭的保育事業所又は事業所内保育所が選出される工夫をすること。

⑤選出施設への取材・映像作成

- ・映像作成は、1施設あたり2分から3分程度とすること。

⑥魅力向上・発信事業のWebサイト作成及び保守管理

- ・保育の概要や特色、選出施設と取組内容等を掲載したWebサイトを作成する。
- ・原則として、応募のあった全ての施設の取組内容等を記載すること。なお、各取組はそれぞれ詳細としてページを作成すること。
- ・特に家庭的保育事業所については、その認知度の低さから認知度の向上が課題であるため、その課題を払拭できるような見せ方となるよう工夫すること。
- ・Webサイトの作成にあたっては、令和4年度に実施した同事業の成果物 (<https://ibarakihoiku.jp/>) と同じドメインを活用する等、それぞれのWebサイトの閲覧向上に向けた工夫を行うこと。
- ・今回委託事業にて作成した成果物並びに <https://ibarakihoiku.jp/>に係る保守管理を行うこと。

⑦Webサイトの閲覧向上に向けた広報・周知

- ・保育施設への応募にあたり、乳幼児の保護者の目に広く触れるように工夫をした広報・周知とすること。